

## <別紙1>

### 一 無償措置法における採択の定義・捉え方

無償措置法(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律)は以下のように、第11条・第13条において、「教科用図書選定審議会」の設置を義務付け、教育委員会はその「意見をきかなければならない」と規定している。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

そして、この無償措置法の作成に携わった諸沢正道・文部省初等中等教育局教科書課長による同法解説書『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』(第一法規出版株式会社、1964. 3. 31発行)は採択を以下のようなものとしている。

「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。」(同144頁)

ここで明らかにされていることは、教科書採択とは、最終的に教科書「一種を決定する行為」のみではなく、「発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択」する作業・行為を含むものであり、これら採択には「教育専門的知識経験と判断を必要とする。」ということである。つまり採択には「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者があたる必要があるという認識・立場をこの「解説書」は示しているのである。

そして、その「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者が採択にあたるために選定審議会が組織されたことを次のように解説している(上記「無償措置法」11条の趣旨・解説)。

「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める

必要がある。都道府県の教育委員会の付属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」(同145頁)

以上から明らかなのは、採択には「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ので、その採択を行うために「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織」として選定審議会を設けたということである。

つまり、採択に対するこのような「認識・立場」から、採択は「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。」(同145頁)として、教育委員会のもとに選定審議会を設けることを同法は義務付けたのである。

(松山市教育委員会の場合は、採択委員会が上記「選定審議会」に該当する。「松山市教科用図書採択要綱」第1条は「この要綱は〔略〕義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき〔略〕教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため必要な事項を定めるものとする。」としている。)

ここにいう「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる」「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者とは教員のことには他ならない。ここに記されているのは、「教育専門的知識」と「経験」を共に有する者だからである。

したがって、上記『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、(それが十分でない教育委員に対して)選定審議会(採択委員会)が「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究に基づく「答申」を行い、教育委員会はそれに基づく採択を行うしかないことを、無償措置法は予定し、前提としている。

あるいは、少なくとも、それらに基づく採択をしない限り、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択とはなり得ないということが、同『解説書』の認識・立場である。

さらに上記の「解説」の前提には、次のような認識が存在しているということになる。

それは、教育委員(会)らには教科書採択にあたっての「教育専門的知識経験と判断」が十分ではない、「教育専門的な立場からの適切な判断」を行うことができない、あるいは極めて困難であるという認識である。なぜなら、もし、教育委員らは「教育専門的な立場からの適切な判断を行うことができる」との認識が存在していたならば、「教育委員会の付属機関として」「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織」「選定審議会を設けること」はしないだろうからである。

つまり、採択とは「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ものであるから、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」としての選定審議会・採択委員会(及びその答申)が存在しなければ採択は為し得ない、「教育専門的知識経験と判断」が不十分な教育委員会の独自の判断—独断では教科書採択は行い得ないというのが同『解説書』の採択に対する認識・捉え方なのである。

したがって、採択に対するこのような『解説書』の定義・認識から言えば、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究に基づく選定審議会（採択委員会）の「答申」・「審議結果報告書」が存在しなければ、無償措置法が予定し、位置づけているところの採択は行い得ない。言い換えれば、「答申」・「審議結果報告書」が存在しない採択の在り方は、無償措置法の規定・趣旨に明らかに反しているものである。

また、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らによる「学校報告書」や「調査部会報告書」に基づかない採択の在り方も同じく無償措置法の規定・趣旨に明らかに反しているものである。

（ 今回の採択において、「採択委員会における協議の内容」について「学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出したもの」（松山市教科用図書採択に関する運営要領）の「3」の規定より）が上記「答申」に該当しないことは明白である。また、「選定審議会（採択委員会）の意見」には当たらないことも明白である。

そこに記されているものは、「懇話会形式で実施」（別冊資料「平成28年度使用中学校教科書の採択について」の中の表現）した「採択委員会における協議の内容」について「学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出したもの」、個々の委員の意見がアトランダムに並んだものに過ぎず、採択委員会自体（全体）の審議結果や意見を採択委員会自身が「公式に」記した「答申」・「意見」では決してないからである。）

## 二 <教員による「調査研究報告書」を含む「選定審議会の答申」に基づいた採択を行わなければならない>とするのが無償措置法の規定・趣旨である

以上からみると、「選定審議会の意見をきいて採択を行う」の意味するところが、ただ「ききおいて」、その「選定審議会の意見」とは別の教委独自の思い・評価によって採択を行ってもいいなどというものではないことは、上の『解説書』から見て明白であろう。

繰り返すが、採択とは「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ものであるから、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」としての選定審議会（及びその答申）が存在しなければ採択は為し得ない、「教育専門的知識経験と判断」が不十分な教育委員会の独自の判断—独断では教科書採択は行い得ないというのが同『解説書』の採択に対する認識・捉え方である。

そうであるならば、上の「選定審議会の意見をきいて採択を行う」の意味することが、「選定審議会の意見に基づいて採択を行う」ということとほぼ同義であることは確実である。その理由・根拠は次のとおりである。

同『解説書』によれば、選定審議会は、採択は「教育専門的知識経験と判断を必要

とする」という認識から、(少なくともそれが十分とは言えない) 教育委員会に代わって、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」として設置されたものである。そして、上に言う「選定審議会の意見」とは、同『解説書』が採択に必要不可欠とする「教育専門的知識経験と判断」を有する「選定審議会の意見」であり、この「意見」以外に、「教育専門的知識経験と判断」を有する「意見」は採択過程において存在しないところのものである。したがって、当該教育委員会が、同『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、「選定審議会の意見に基づいて採択を行う」しかないのであり、それ以外に、同『解説書』における採択の規定・趣旨に則した採択を行う方法は存在しないからである。

以上、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの「報告書」及び選定審議会(採択委員会)の「答申」に基づかない採択の在り方は、無償措置法の規定・趣旨に明白に反するものである。

今回(2015年度)の松山市教委の採択のように、「採択委員会の答申」そのものが存在しない場合は、それに基づく採択を行おうがないのであるから、その採択が同じく無償措置法の規定・趣旨に明白に反するものであることは言うまでもない。

そして、そもそも全ての行政行為は法令に基づいて適正に行うこと(法令主義)を憲法上あるいは文科省通知によっても義務付けられているのであるから、今回の採択は、明らかな「適正手続違反」でもあるのである。

以上